

# 戦没者等ご遺族の皆様へ

## 第8回特別弔慰金の申請はお済みでしょうか？ 請求期限が残り1年となりました

### 特別弔慰金制度とは？

先の大戦で亡くなられた、もとの軍人、軍属および準軍属の方々に思いをいたし、国として弔慰の意を表すため、終戦20周年、30周年、50周年といった特別な機会をとらえ、戦没者等の遺族に対して「戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法」に基づき特別弔慰金（記名国債）を支給しています。

### 支給対象者

平成17年4月1日において、恩給法による公務扶助料や戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金等を受ける方がいない場合に、次の順番による先順位のご遺族お一人に第8回特別弔慰金が支給されます。

1. 平成17年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得された方
2. 戦没者等の子
3. 戦没者等と生計関係を有していた ①父母 ②孫 ③祖父母 ④兄弟姉妹  
(婚姻により姓が変わっている方、遺族以外の方と養子縁組をしている方は除かれます。)
4. 上記3以外の ①父母 ②孫 ③祖父母 ④兄弟姉妹
5. 上記1から4以外の三親等内の親族

**支給内容** 額面40万円、10年償還

**請求期限** 平成20年3月31日まで

**請求窓口および問合せ先** 役場保健福祉課社会福祉係 ☎45-1111（内線616・617）  
日吉支所総務係 ☎44-2211

## 平成19年度交通災害共済の加入者募集

交通災害共済は、万が一交通事故により死亡またはケガをされた場合に、見舞金を支給する公的共済制度です。

### 適用となる交通事故

日本国内で、航空機・船舶・汽車・電車・バス・モノレール・トロリーバス・自動車・自転車・荷車・車いすなどの交通により、歩行者や交通乗用具に乗っている共済加入者が軌道その他道路交通法に規定する道路等（一般の交通の用に供する場所）で交通乗用具の接触または衝突等により災害を受けた場合に適用されます。

ただし、無免許運転、飲酒運転、故意、自殺による事故（同乗者含む）は対象になりません。

### 加入資格

① 鬼北町内に在住し、住民基本台帳に登録されている方。（外国人登録者も含まれます）  
② 加入者の被扶養者であり、町外に居住されている方。（学生など）

### 掛金

【一般】600円  
【中学生以下】250円（平成4年4月2日以降に生まれた方）

### 共済期間

平成19年4月1日から平成20年3月31日までの1年間  
（ただし、年度途中から加入する

場合は、掛金を納めた日の翌日から平成20年3月31日までとなります。）

### 見舞金

死亡の場合100万円、ケガの場合は治療日数（入院・通院日数）に応じて、1万円から最高で20万円が支給されます。

### 申込方法

組長さんを通じて申込書を配付しますので、掛け金を添えてお申し込みください。組外の方は直接総務課へお申し込みください。

### 問合せ先

役場総務課地域安全係  
☎45-1111（内線234）

## 日吉診療所の入院業務廃止について

平成19年3月末日をもちまして、日吉診療所の入院業務が廃止になります。

4月から日吉診療所への入院ができなくなりませんが、外来や在宅診療は継続して行いますので、皆様のご理解とご協力をお願いします。

なお、詳しくは、日吉診療所  
☎44-2250へお問合せください。